最低賃金法の一部を改正する法律案の概要

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。

改正の概要

1 地域別最低賃金の在り方

- ・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする(任意的設定→必要的設定)。
- ・生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
- ・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限(2万円)を50万円に引き上げる。

2 産業別最低賃金等の在り方

- ・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定(任意的設定)
- ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない(民事効)。
- 労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止

3 その他

派遣労働者について、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるように整理

※施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

最低賃金法の一部を改正する法律案に係る経緯

平成18年12月27日 労働政策審議会答申

「今後の最低賃金制度の在り方について」

平成19年1月29日 「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」について

労働政策審議会に対する諮問・答申

平成19年3月13日 「最低賃金法の一部を改正する法律案」閣議決定、

国会提出

平成19年5月24日 衆議院本会議において趣旨説明・質疑

平成19年5月25日 衆議院厚生労働委員会において提案理由説明

平成19年6月1日 衆議院厚生労働委員会において審議

平成19年6月6日 衆議院厚生労働委員会において審議

平成19年6月8日 衆議院厚生労働委員会において審議

平成19年6月13日 衆議院厚生労働委員会において審議

平成19年6月20日 衆議院厚生労働委員会において審議

(継続審議)